明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学二）　一

〔省　令〕

○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務一二〇）　二

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（法務三九八）　二
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件（厚生労働二九三）　三
○食品衛生法に基づき登録検査機関を登録した件（同二九四）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一五九九～一六〇三）　三
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境一〇八～一一一）　四
○届出事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件（同一一二）　四
○少数生産車の型式を承認した件（同一一三～一四一）　四
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同一四二）　八
○特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の規定による指定法人の住所等の変更の届出があった件（経済産業・環境八）　八
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛二〇九）　八
○道路に関する件（東北地方整備局一五一）　九
○道路に関する件（関東地方整備局三四二）　九

〔国会事項〕

警察庁　財務省　九

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　九
産　業　九
日本工業規格（経済産業省）　九
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　九

〔公　告〕

官庁
適格機関投資家、犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　二六

府令・省令

内閣府・総務省・文部科学省令第二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年八月二十二日

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
文部科学大臣　高木　義明

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百二条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該死亡した者の年金証書（第百六十一条ただし書に該当する場合に限る。）

第百二十五条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号に該当するに至ったことにつき、組合が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百五十九条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百六十一条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、年金受給権者が死亡したことにつき、組合が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

附則第六条中「附則第五条の四第一項」を「附則第八条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条」に改める。